

各 位

建設業労働災害防止協会和歌山県支部  
支部長 中井 賢次**施工管理者等のための足場点検実務者研修のご案内**

労働安全衛生法の規定により、一定の足場の組立て等の作業に係る業務を行う場合は、作業主任者の資格を有する者の配置及びそれ以外の足場にあっても作業指揮者を配置するよう義務付けられています。

建設業においては従来から、墜落・転落による災害とりわけ足場等からの墜落災害を防止することが大きな課題となっているところです。

平成 27 年 3 月 5 日に公布され、7 月 1 日より施行された厚生労働省令に従来の事業者の点検に加えて特定事業の仕事を自ら行う注文者(建設業では元請)の足場等の点検が義務付けられています。

**厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。**

**令和 5 年 10 月 1 日からは事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。点検者の資格については「足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者」、「建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者」等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切とされています。**

つきましては、下記のとおり研修会を開催いたしますので、実務者としての資格取得を希望される方はこの研修を是非受講されますようお願いいたします。

## 記

- 受講対象者 ①建設工事等の施工管理の実務に従事した経験のある者  
②店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、現場の安全パトロール等の業務を担当している者  
上記①②のうち、いずれかに該当すること。
- 講習日時 令和 5 年 9 月 20 日 (水) 13 時～17 時
- 講習場所 和歌山県建設会館 3 階 会議室  
〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北 1-1-8
- 受講料 8,481 円 (テキスト代を含む)
- 受講申込み 申込書に受講料を添えて下記にお申し込みください。  
※振込みをご希望の場合は当支部まで連絡ください。  
(受付場所)  
〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北 1-1-8  
建設業労働災害防止協会和歌山県支部  
(予約開始日時) 令和 5 年 8 月 7 日 (月) 9:00～
- 定員 名 (定員になり次第締め切ります)

※詳しいことは、建設業労働災害防止協会和歌山県支部 (Tel.073-436-1327) までお尋ね下さい。  
尚、建設会館の駐車場が狭い為、受講者は公共交通機関をご利用するようお願いいたします。